

【平成24年第3回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成24年10月3日 市民委員長 為谷 義隆

○「議案第149号 平成24年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 市場整備事業債の未償還額について

平成24年度における償還額は、北部市場で約3億500万円、南部市場で約1億500万円、合計約4億1,000万円である。過去からの負債を合計すると、総額約27億4,900万円である。

* 南部市場北側用地の活用について

南部市場北側用地約1万2,700平方メートルのうち、約4,000平方メートルは健康福祉局へ管理換えを行っているが、残りの約8,700平方メートルは事業用定期借地権を設定し、民間事業者へ貸付を行う予定である。

* 一般会計への繰り出しの経緯について

平成23年度は、土地売払収入として約12億円の収入があった。一方、前年度予算で約8億円あった一般会計からの繰り入れを行わず、残りの約4億円を南北市場の施設整備費に充当し、施設整備工事を実施した結果、契約差金として全体で約1億9,000万円の余剰金が発生したため、最終的に一般会計に繰り出しを行った。

《意見》

* 一般会計へ繰り出すこととした約1億9,000万円は、南部市場北側用地の売却益によるものと聞いている。市場全体での取扱量が減少している現状を鑑みると、財産処分も考慮に入れていかなければならないと思われる。市場が保持する広大な土地は、特別養護老人ホームなど需要が急増している福祉施設等の候補地としても最適と考えられるため、土地の有効活用について検討を願いたい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第150号 平成24年度川崎市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 修学資金等貸付金の返済状況について

平成23年度における調定額は約12億5,400万円で、収納額は約2億7,200万円となっており、平成23年度末時点での収納率は約21.7%である。ただし、返済期間を資金貸付時から10年以内と定めており、この数字だけを見て収納率が低いということは一概には言えない状況である。貸付の際には極力連帯保証人を設定するように求めており、返済が滞っている世帯に対しては、適宜、催告業務を行っている。

* 貸付金の金利について

修学資金等貸付金など、子どもに関係する貸付金については無利子に設定さ

れている。また、事業開始資金や事業継続資金等については、保証人がいない場合は1.5%の利子、いる場合には無利子に設定されている。

* 国への返還金額について

前年度繰越金が今年度は約4億6,000万円あり、平成25年8月に約440万円を国に返還することになっている。なお、昨年度の前年度繰越金は4億1,000万円であったが、国への返還金は発生していない。

* 貸付金の利用促進策について

本事業は国の制度に基づき実施しており、独自の促進策を適用することは困難であるが、市政だよりや市ホームページへ掲載し、市民への制度の周知を図っている。貸付事業は返済の義務を伴うものであることから、やみくもに利用者を増やすことは避けるべきであり、貸付の際には経済的状況を確認するなど慎重に対応する必要があると考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第154号 平成24年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「請願第10号 富士見公園内「かわさきアリーナ」体育館の移設・建設に関する請願」

《請願の要旨》

川崎市体育館の建て替えに際し、労働会館前の駐車場付近へ移設を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

富士見周辺地区における市民利用施設など、公共施設の配置については、平成20年3月に策定した富士見周辺地区整備基本計画において、市民や学識経験者との検討やパブリックコメント手続を踏まえ、スポーツ・文化複合施設を含めた再整備の方向と各施設の配置計画を定めた。

平成21年度には、更に検討を進め、富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方を取りまとめ、市民や関係団体等から幅広く意見を募り、川崎駅からのアクセスの良さ、富士見公園の再生や総合的・一体的な推進を図るため、公園内の緑地や広場、他の公共施設の再編整備・配置のあり方などを総合的に勘案し、現在の川崎市体育館の敷地を中心に、体育館機能とホール機能を備えた複合施設として整備することとした。

また、この整備の考え方に基づき、平成23年3月に策定した富士見周辺地区整備実施計画やスポーツ・文化複合施設基本計画においても、現在の体育館、児童プール、テニスコート2面程度を建設用地として整備を計画してきた。

本施設は、川崎区の地区スポーツセンターとしての機能に加え、全市の体育館や全市のホールとしての機能を有する複合施設であることから、富士見公園の玄関口に位置し、川崎駅からのアクセスが良いこと、また、市民館・区役所との施設連携

を考慮し、一体的な整備を行っていきたいと考えている。川崎市体育館の利用者については、工事期間中は不便をかけることとなるが、とどろきアリーナや、市内のスポーツセンターなど既存の体育施設などの有効活用を図りながら、スポーツ活動に極力支障が生じないよう、全市的な対応を図っていく。

整備期間中における対応策としては、大会利用については、屋内スポーツ施設日程調整会議を活用して調整するほか、団体利用については、スポーツセンター等の利用時間区分を見直し、利用機会の拡充に向けた取組を進めるとともに、個人利用については、川崎区役所や関係局と連携して、近隣施設の情報を提供し、利用していただくよう対応していきたいと考えている。

《主な質疑・答弁等》

* 体育館を利用できない期間について

平成27年1月から平成29年9月までの2年9か月は解体・建設工事及び開業準備期間のため川崎市体育館を利用することができない。当初は3年6か月と想定していたが、工期の見直しを行った結果、9か月間の期間圧縮により2年9か月間まで短縮することができた。なお、設計が解体工事の予定時期よりも早期に終了した場合でも、解体工事の工期を前倒しすることなく平成26年12月までは川崎市体育館をこれまでと同様に利用できることを整備の条件としている。

* 工事期間中の代替施設の確保について

これまで川崎市体育館で開催されてきた大会については、とどろきアリーナや他区スポーツセンター等での開催を調整したい。とどろきアリーナはこれまで上半期の期間は屋内スポーツ施設日程調整会議の対象ではなかったが、この期間を日程調整会議の対象とするために、日程調整会議の回数を年1回から年2回に増やすことで、より柔軟に対応することが可能になるとを考えている。また、団体利用や個人利用に関しては、川崎マリエン体育室、かわさき健康づくりセンタースポーツ室、幸スポーツセンタースポーツ室等の他のスポーツ施設に加えて、教育文化会館会議室等、サンピアンかわさき音楽室などの体育施設以外の施設の情報提供を行うための調査・調整を行っていく。

* 代替施設の年間利用率等について

かわさき健康づくりセンタースポーツ室は89.1%、同フィットネススタジオは54.9%、川崎マリエン体育室は55.6%となっている。施設によっては川崎市体育館からバスで20分程度の施設も含まれているが、スポーツセンター等の利用機会の拡充に向けた取組とともに、積極的にスポーツのできる施設について情報提供を行っていきたいと考えている。また、学校体育館開放の利用状況については、近隣の富士見中学校を例に挙げると、平成23年度では、登録団体は15団体、利用回数は延べ252回、利用人数は延べ3,778人となっている。

* 第4庁舎体育館及びトレーニング室を代替施設とすることについて

第4庁舎を含めた本庁舎においては、平成24年度末に「本庁舎等耐震基本方針(案)」が策定される予定であることから、現在のところは想定利用施設の

対象としていないが、今後、状況の変化に注視しながら検討を進めていきたいと考えている。

* 整備に係る近隣住民との折衝について

敷地北側のマンションでは住民により構成される「住環境維持対策委員会」を組織しており、行政側と複数回協議の場を設けている。建て替え後も現状の体育館の建物高さとすることや、また北側敷地境界から6メートルのセットバックを実施することなどにより、スポーツ・文化複合施設の整備について、一定の理解が得られているとの認識である。

* 現在の場所に建て替えるメリットについて

仮に公園内で現在の建設予定地とは別用地に整備した場合、現在より更に川崎駅から離れてしまい、徒歩圏外となってしまうおそれがある。また、現在の教育文化会館の位置に建設が予定されている「市民館・区役所」と、スポーツ・文化複合施設の間をペデストリアンデッキ等でつなぎ、施設連携を図る計画もあることなどから、現在の場所で建て替えを行うことを計画している。

* PFI手法による入札の実施について

PFI手法により設計・建設・運営・維持管理までを含めた入札を行うことで、運営・維持管理者にとっても最適な形での施設設計が可能となるとともに、利用者の利便性の向上につながり、また、民間の資金及び技術的、経営的能力の活用による行政のコスト軽減も図られると考えている。

* PFI事業者による設計について

利用者団体や市民意見を反映したスポーツ・文化複合施設に基づいて、その計画の内容を業務要求水準書に示し、事業者がそれを基に設計を行う。PFIの業務要求水準書は、事業者に対して要求するサービスの最低限基準を示すものであることから、結果として要求水準を上回る提案が行われることを想定している。

* 川崎市体育館の防災機能について

地域防災計画では、川崎市体育館は遺体安置所に指定されているが、非常用発電設備や太陽光発電の設置、毛布などの避難用具を備蓄するなど、災害発生時には避難者や帰宅困難者への対応ができる施設にしたいと考えている。今後、災害発生時の対応については、川崎区役所及び危機管理室と調整を行っていきたい。

* 計画策定過程における市民意見の聴取について

富士見周辺地区整備基本計画においては、学識経験者、地域代表、川崎市体育協会、川崎区文化協会などからなる29人の委員により協議を進めるとともに、パブリックコメント手続き等を行ってきた。

スポーツ・文化複合施設基本計画においては、川崎市体育協会、川崎区文化協会、地域代表、障害者団体などからなる13人の委員により協議を進めるとともに、パブリックコメント手続き等を行ってきた。

* 都市公園法の規定と敷地面積の関係について

富士見公園一帯は都市公園区域となっており、都市公園法が適用される地域

である。都市公園法の規定では、公園内の公園施設の建ぺい率は原則 2 % となっているが、特例で 12 % までとすることが可能である。スポーツ・文化複合施設の整備に当たっては、この特例を適用し、9,300 平方メートルを建築面積の上限としている。

* 環境面への配慮について

川崎市建築物環境配慮制度「C A S B E E 川崎」における最高ランクの S ランクを整備の条件とするほか、再生可能エネルギーの活用など、様々な形での環境配慮を行う。

* 建て替え後の体育館の地下利用について

防災機能や使い勝手などから、体育館の大体育室や練習場、ホールは地上階に配置することを整備の条件としている。ただし、敷地面積や、建物高さ制限などの諸条件を考慮すると、その他の諸室については、地下階の有効利用も想定される。

《意見》

- * パブリックコメントや会議における学識経験者等の意見聴取は適宜行ってきたとのことだが、この地域のことを真剣に考えている市民がいるのであれば、その意見に耳を傾けていくことが、眞の意味での市民との協働につながると思う。
- * 川崎市体育館利用者に対しては、代替施設を使用する意思があるかなどアンケート調査を行った上で、代替施設が適切か否か検討を行うべきである。
- * 京浜急行大師線の地下化の整備が検討されている中、近隣に駅ができる可能性が残されているにも関わらず、「別用地への建設は駅から徒歩圏外となる」との考えにとらわれ、別用地の建設を検討の対象外とすることはいかがなものかと思う。
- * 代替施設として挙げられている学校や民間企業体育館などについては、現状でも利用率が高く代替施設とならない可能性もあるため、一刻も早く調整を始めてほしい。
- * 計画の初期段階で、現在の体育館を利用しながら別用地に建て替えた場合のコスト計算を行うべきであったと考える。川崎病院や井田病院等、また学校施設等は、使用を中断せず建て替えを行っている。当初からコストがかかると推測される場合にも、検討の対象とすることは必要であると考える。

《取り扱い》

- ・既に実施方針まで示され、計画が進められている中、現段階での計画変更は非常に困難であるため、不採択とすべきである。
- ・願意が明確に労働会館前への体育館移設を望むものであり、実現の可能性が乏しいため、不採択とすべきである。
- ・整備期間中の代替施設への誘導について、計画通り実行できるのか甚だ疑問である。正副委員長から請願者への意向確認をお願いしたいため、本日のところは継続審査とすべきである。
- ・別用地に建設した場合のコスト計算が行われておらず、比較検討ができない状況である。整備期間中に代替施設についての利用アンケート調査を行うことなので、その結論を待って判断したいと考えるため、継続審査とすべきである。

《審査結果》

賛成者なく不採択